

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度定山溪観光案内所運營業務
発 注 課	経) 観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選 定 事 業 者	一般社団法人定山溪観光協会
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本業務は定山溪地域全体としての観光サービスレベルの向上や、受け入れ体制の強化を図るための業務として位置付けるものである。業務の遂行にあたっては、常に最新の定山溪観光情報に精通していること、適切かつ迅速な案内が可能であることが求められ、各種事業者からの観光関連情報を公平に紹介する必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務の受託者としては、定山溪の宣伝紹介及び観光資源の開発を行い、併せて地域と連携し文化の向上と産業の振興を図り、観光の健全な発展に寄与することを目的として設立された組織であり、定山溪のエリアマネージャーとして観光振興の中核を担っている一般社団法人定山溪観光協会以外にいないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和7年3月25日